

全国の実技講習機関について

平成19年3月末現在

	クレーン	移動式クレーン	揚貨装置
北海道	1	7	0
青森	0	0	0
岩手	0	1	0
宮城	0	3	0
秋田	0	2	0
山形	0	1	0
福島	0	1	0
茨城	1	2	0
栃木	1	1	0
群馬	0	0	0
埼玉	1	3	0
千葉	3	3	0
東京	1	2	0
神奈川	3	5	1
新潟	0	0	0
富山	0	0	0
石川	1	1	0
福井	0	0	0
山梨	0	0	0
長野	1	1	0
岐阜	0	3	0
静岡	1	1	0
愛知	6	4	0
三重	0	0	0
滋賀	0	0	0
京都	0	1	0
大阪	2	2	2
兵庫	1	2	0
奈良	0	0	0
和歌山	1	1	0
鳥取	1	1	0
島根	0	0	0
岡山	1	2	1
広島	1	3	0
山口	1	1	0
徳島	0	0	0
香川	1	1	0
愛媛	1	1	0
高知	0	0	0
福岡	1	4	0
佐賀	0	0	0
長崎	0	0	0
熊本	0	0	0
大分	1	2	0
宮崎	0	0	0
鹿児島	1	1	0
沖縄	0	1	0
全国計	33	64	4

実技講習機関における修了者数と関係免許試験申請者数

	修了者数	免許試験申請者数	
		筆記	実技
クレーン運転実技教習	12040	27034	6008
移動式クレーン運転実技教習	3471	5852	700
揚貨装置運転実技教習	144	649	419

※平成19年度の実績

クレーン運転実技教習等の概要について

1 教習実績等（平成19年度）

	機 関 数	実施回数	受講者数	修了者数
クレーン運転実技教習	33	2,854	12,154人	12,040人
移動式クレーン運転実技教習	64	1,004	3,504人	3,471人
揚貨装置運転実技教習	4	10	149人	144人

2 教習カリキュラム

「揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程」（昭和47年9月30日労働省告示第99号）において、以下のとおり規定。

教習科目	範 囲	教習時間
クレーンの基本運転	1 空運転で基本操作を行うこと。 2 質量の確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、定位置への卸し等を行うこと。	4時間 (床上運形式クレーンを用いる場合にあつては、2時間)
クレーンの応用運転	各種の荷姿の荷をつって運転を行うこと。	4時間
クレーンの合図の基本作業	呼び出し、荷のつり上げ、荷の卸し、荷の水平移動等の合図を行うこと。	1時間

※ 以下の教習終了後、修了試験に合格することにより、実技試験が免除となる。

3 教習期間

実技教習の所要期間は、概ね6日程度である。

※ 「クレーンの基本運転」については1回の運転時間が30分以上60分以下のものを1日1回、「クレーンの応用運転」について1回の運転時間が30分以上60分以下のものを1日1回又は2回行うことと規定されている。